

1 審議会名	人権尊重のまちづくり審議会
2 日時	令和5年9月25日 午前10時00分から11時00分まで
3 会場	中央解放会館 2階 大会議室
4 出席者	田中会長、堀内副会長、金井委員、高桑委員、関委員、小林委員、成沢委員、土屋委員、宮之上委員、小市委員、滝沢委員、油井委員、山崎委員、
5 市側出席者	(市長部局) 石井市民まちづくり推進部長、柳沢人権共生課長、橋詰課長補佐兼人権同和対策係長、清水人権同和対策係主事 (教育委員会) 久保田生涯学習・文化財課 人権同和教育政策幹、樋口人権同和教育係長
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和5年10月2日
協 議 事 項 等	

1 開会
2 あいさつ
3 協議事項
人権施策基本方針第二次改訂（案）について ・資料に沿い、概略を説明（事務局）
質疑等
【分野別施策の方向性】
【要望】（委員） 10 ページ高齢者について、「地域包括ケアシステムの更なる進化」、ここは進めるではなく、深めるの深化が妥当である。 また、9 ページ子ども・若者について、(1)現状課題の部分、「子どもたちを取り巻く環境」とあり、いじめや不登校、貧困、虐待、これらについてはこども基本法が制定され、4月1日から施行されている。このことについても触れた方がよいと思う。 それから、「孤立しがちな子どもや若者を支援する必要があります。」という部分、子どもの居場所作りという指針。現在かなり国の方で進めていて、今年度中には策定される。子どもが学校でいじめに遭っておうちでも虐待や家庭内の問題で居場所がない、ということで子ども食堂や放課後クラブなど、NPOを始めボランティアで（子どもの居場所が）作られている。国でも指針を作っているの、それら文言を（上田市人権施策基本方針にも）載せたらどうか。特に子どもについては市民アンケート調査の結果からも、子どもの意見を大人が尊重しないという割合が高かったということが載っている。 11 ページ障がい者について、(1)現状課題の中ごろ「障害者差別解消法」の内容が改正されているが、「合理的配慮」に対して、以前行政機関等は義務化されていたが、民間事業者も努力義務から義務化されてくる。この点も新しいものに修正が必要と思う。
《回答》（事務局） 高齢者の部分、深化に訂正する。 また、こども基本法の制定、孤立対策での居場所作り、アンケートを踏まえた内容も含め追記していきたい。 障がい者についても、法律改正により民間にも合理的配慮の義務化された内容についても追記していきたい。
【要望】（委員） 10 ページ高齢者の表記について、「かた」という言い方が漢字とひらがながある。3行目「必要とするかた」ここはひらがなで書いてあるが、その下「介護を必要する方」は漢字で書いてある。これは統一しなければならない。

次に「認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活を継続させるためには」と書いてあるが、「させるため」というのはいかにも誰か人がいて、何かをさせるということだと思ふ。『地域で安心して生活を継続できるようにするためには』という表記の方が妥当だと思ふ。

それから「上田市では、平成18年（2006年）の「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」とあるが、この養護者は、養うではなく擁（まもる）方の擁護である。この点について調べただければと思ふ。

11ページ、「④の高齢者の権利擁護の充実」だが、「認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を守るため」とある。「十分でない方」というのは明らかに不十分ということを行っていると思ふ。『認知症などにより判断能力が十分発揮できない』とか『発揮できにくい』とか、そういう表現の方が良い。認知症になられた方は、「判断能力が十分でない」とは絶対と言い切れない。人間の尊厳性を考えたときに、ここは「十分でない」という表記はおかしいと思ふ。

確認で13ページ、（同和問題の）施策の方向で「同和教育の推進」とあるが、最初の部分「学校教育では、児童生徒が同和教育問題をはじめ、多様な人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、主体的に取り組もうとする態度や行動力を養います。また、授業研究や教職員研修などを通じ、学校間の連携を図ります。」と表記されている。ところが戻って、7ページ上から11行目に「これらの教育活動を行う教職員の人権感覚を磨き、指導者としての力量を高めるため、各小中学校単位で行う「学校人権同和教育研究事業」となっているが13ページは授業、授ける方になっている。7ページは「中学校単位で行う「中学ブロック教職員人権同和教育研修会」と続くが、おそらく今まで大事にしてきたことは、事を行うことではなく、実際の授業を行うことを大事にしてきたと思ふ。何か事業をおこしていくという意味ではなく、実際に子どもたちと教師が一体となって授業を展開する、そこを保護者の皆さん見ていただく、あるいは公開してみんなで研究し合う。そちらの方の授業ではないかなと思ふが、過去を見ても事の業となっている。これはどこかできちんと確認した方が良い。

《回答》（事務局） 「かた」という表記、漢字かひらがなのか、一般的には漢字を使っているため、他の部分も含め全て統一し、一通り修正していきたい。

また高齢者の部分、「生活を継続させるため」という表記は確かに上から目線のような表記で、継続できるようにという表現の方が適切かと思ふ。そちらの方で訂正したい。

また、養護という表記、擁護が訂正かと思ふ。こちらも確認し訂正したい。

認知症の部分「判断能力が十分でない方」を十分発揮できない、またはできにくいという表記が適切かと思ふので、そちらの方も訂正したい。

最後同和教育の表記、事の事業なのか授業なのか、13ページ7ページの表記が違うところについて全体を精査し、整理したい。

【要望】（委員）

犯罪被害者の15ページ上から3行目、以前は「平成16年（2004年）に犯罪被害者等基本法が成立」が「犯罪被害者基本法が施行され」となっているが、施行されたのは2005年4月だと思ふ。この表記をどう表記するかはわからないが、成立がおかしかったら公布ということか。検討いただければと思ふ。

それから「長野県や長野県警察、長野犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携し、被害者等の置かれた状況に応じた適切かつ途切れのない支援が必要であることから」と書かれているが、最後の「市民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発を柱とした支援に取り組みます。」という部分。簡単に書かれているが、これで良いのか。精神的支援も条例ができつつあるが、それをしっかりこの部分に落とし込む必要はないのか。他（市町村）をみると、窓口の設置、経済的負担の軽減、日常生活の支援、居住の安定、精神的被害からのカウンセリングを行った回復とか、さらに二次被害及び再被害の防止など長く書かれている

市町村もある。検討いただければと思う。

それから(3)①犯罪被害者等に関する啓発の推進の「犯罪被害者等の人権支援策について、関係機関・団体と連携して啓発活動を行うとともに、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や必要性を認識し」とあるが、ざっくりで違和感がある。「直接的・間接的被害に対する現状や必要性」と続くが、これは支援の必要性という意味か。もう少し腰を入れた方が誤解されずに読んでもらえると思う。

また、②適時適切な犯罪被害者等への支援で、これは改正なしで以前と同じように「犯罪被害者等の状況に応じ、情報提供や精神的被害に対するカウンセリングなど、関係機関・団体と連携し、適時適切な支援を行います。」とあるが、関係機関・団体との連携によって情報提供、精神的被害に対するカウンセリング（を行う）と読めばよいのか。ここの部分、上田市で何かをすることではないのか。読みづらかったので、検討してほしい。もう少し文章的に条例に沿ったものになると、（広く）わかってもらえると思う。

《回答》（事務局） 法律・条例も含めて、条例の公布、施行、成立も含めていろんな表記をしている部分があるため、言葉は統一して整理していきたいと思う。

また、その他ご指摘いただいた部分、今回条例が施行されることで、今までの内容は上田市に条例がない中で他と協力し、市が主体になってという部分はあまり含まれていなかった。しかし、新しい条例ができたところで市が主体的になる部分もかなりある。また目的や基本理念、それぞれの施策についてこれら具体的に書かれている部分もあるので、それに沿った文言を全体的に落とし込むような内容に整理していきたい。

【基本的事項】

【質問】（委員）

3 ページ下から 5 行目、「犯罪被害者等は一層困難な状況に直面しております。このような状況の中、犯罪被害者等が抱える課題を解決し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を図る」という文言があるが、上田市と姉妹都市の鎌倉市、豊岡市、上越市、九度山町の方が上田市に来て犯罪被害に遭った場合の保障はどう考えているのか。また海外(の姉妹都市)では寧波市やダボス町、ブルームフィールド市などの場合の保障はどう考えるのか。

《回答》（事務局） 犯罪被害者等支援条例の中で、犯罪被害者等の部分は広く捉え、相談も含めまず対応していくという構成になっている。ただ、今の時点ではまだ具体的な支援の内容については検討中である。経済的負担の軽減という部分で見舞金、助成金の対象範囲がどうなのかについては、まず市ができる範囲が具体的にどこまでか、その犯罪行為が故意犯なのか過失犯なのか、交通事故などそういったところまで含めるのか。あと、その対象者も市民以外まで広げるのだが、上田市の税金を使って具体的な対応をしていくので、その部分を無制限に拡大していくのは正直無理がある。そのため、具体的な見舞金や助成金の対象は、市民に限られる。あと、故意犯に限られるというのがまず前提になってくると考えている。

行為の対象を故意犯だけでなく過失犯にも広げている他の自治体もあるが、この部分については、特に交通事故とかは別の保障制度もあるので、まず故意犯、あと市民に限って具体的な支援をと考えている。他の自治体の方が、また海外にお住まいの方が上田市に来て被害に遭われてしまった場合には、公的な支援では対象にならないと考えている。

【要望】（委員）

それでは「誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を図る」この部分と違うのではないかと。市民に限ることや、見舞金、助成金もこれから決めるという話だが、具体的にどのくらいの保障になるのかが知りたい。その金額をある程度想定したものを出して、審議会にかけるとは思うが、その点はどのように考えているか。

《回答》（事務局） 「確かに誰もが安心して」という部分で、上田市で全部保障ができればいいが、この部分については、市の役割、県の役割、国の役割とそれぞれの役割分担がある中で、広く上田市で対応できる部分には限りがある。上田市で被害に遭った上田市以外にお住まいの方の場合、基本時には住所地での対応になると考えている。

また具体的な内容については、予算的な対応をこれから詰めていくため、現在ご説明ができない部分がある。ご了解いただければと思う。

（事務局） 事務連絡

4 退任委員挨拶

5 閉会

（ 以上 1 時間 00 分 ）